

# 広報 しかへ

No. 21号  
 発行 茅部郡 鹿部村  
 村長 棟方健太郎  
 編集 企画室  
 43. 10. 21  
 印刷 三栄印刷所



## 9月15日 敬老の日

敬老の日、本村吉の湯において約54人のおじいちゃんおばあちゃん達の長寿を祝して行なわれました。

この日敬老会顕彰者として、脇坂米次郎さん、米本岩藏さん、村田ミエさん、細越のぶさんの4人と故人4人が表彰されました。

おもな記事

- ◎敬老会…………… 1
- ◎交通安全街頭員表彰…………… 3
- ◎支庁税務だより…………… 2
- ◎民生課だより…………… 3
- ◎福祉年金額改正…………… 2
- ◎秋の全道火災予防運動…………… 4～5
- ◎国民年金に加入…………… 2
- ◎家庭内で造れる果実酒…………… 5
- ◎第四次漁業センサスの実施…………… 2
- ◎社会教育だより…………… 6
- ◎交通事故相談その二…………… 3
- ◎開発道々にガードレール設置…………… 6

### 村人口と世帯

(43. 10. 31. 現在)

男	2,340人
女	2,398人
計	4,738人
世帯数	958戸



支庁税務だより

自動車・軽自動車を取得される方へお知らせ

道路整備の財源として七月一日から自動車取得税(道税)が創設されたことはすでに御存知のことと思いますが、この税金は申告と同時に納めなければならないことを理解していない方がおられるようです。

皆さんが自動車又は軽自動車を取得し陸運事務所に登録又は届出をする際に函館地区自家用自動車協会内の渡島支庁自動車、自動車取得税収納所へ自動車取得税の申

告をされると同時に税金を納めなければならぬことになっておりますが通常皆さんに代って自動車販売会社(これらの手続きをしております関係上皆さんが販売会社へ税金の納付を依頼しなければなりません。

販売会社のセールスマンがあなたの納めなければならない税額の一覧表を常時携行しておりますので自動車を注文した時に必ず納付を依頼して下さい。

第四次漁業センサスの実施

1 目的

漁業の基本的生産構造、就業構造及び背景を明らかにするとともに漁業構造の改善など水産行政施策の基礎資料とします。

2 調査の体係

海面漁業調査と内水面漁業調査とに大別し、海面漁業調査は基本調査と漁業地区調査に区分します。基本調査及び内水面漁業調査は都道府県市町村を通じ、漁業地区調査は統計調査事務所を通じて行なわれます。

3 調査の種類

(1)海面漁業基本調査 漁業経営体調査票、漁業従事者世帯調査票、漁船調査票(動力船五トン以上)により調査。  
(2)内水面漁業調査 指定湖沼漁業調査票、内水面養殖業調査票により調査。

4 調査期日

昭和四十三年十一月一日現在で調査員による面接調査を行います。

5 調査事項

(1)海面漁業基本調査は、漁業経営に関する事項(漁業種類、漁船、漁業従事者、世帯および世帯員)と、漁業従事者世帯に関する事項(世帯および世帯員、漁業従事者)  
(2)内水面漁業調査は、世帯および漁業経営に関する事項。  
(企画部統計課)

福祉年金額が

改正されました

福祉年金の額が、ことしの一月引き上げに続いて、十月分から次の様に引き上げられることになりました。

一、老齢福祉年金 一万九千二百円が二万四五百円(月額千七百円)に  
二、障害福祉年金 三万円が三万二千四百円(月額二千七百円)に  
三、母子、準母子福祉年金 二万四千円が二万六千四百円(月額二千二百円)に

この様に福祉年金の額は年々引き上げられ、お年寄りや身心障害の人、母子世帯の人の生活の寄り添いとして喜ばれています。現在、受ける資格のある人の大部分は正規の手続きをして受けていますが、手続きを面倒がったりあるいは忘れてたりして請求していない人がまだおります。福祉年金の請求権は一定の期間(五年)をすぎるとなくなってしまう。

手続きは簡単ですから、受ける権利のある人はせっかくの権利を放棄しないよう、もよりの市町村役場の窓口で、手続きをするようにしましょう。  
(民生部 国民年金課)

国民年金に加入しよう

国民年金は年をとって働けなくなったり、ケガや病気のため身心障害者になったとき、またご主人を亡くしたりしたときに老令障害母子などの年金を受けて、生活のよりどころとするもので、公務員の恩給や会社員の厚生年金のような国の制度です。

任意加入のすすめ

道内では約百万人の方々がこの制度に加入して万一のとときに備えています。今年二十才になられた方で厚生年金、各種共済組合、船員保険などに加入していない方は男女を問わず必ず加入しなければなりません。加入の手続きは簡単です。

国民年金ではサラリーマンの奥様のために希望すれば加入できる「任意加入」の道を開いています。老後の生活をより豊かにするためにご主人の受ける恩給や年金にたよるだけでなく奥様自身のものとして年金が受けられるよう、ぜひ加入されることをお進め致します。  
民生課 国民年金係

今月の納期

村道民税 第三期分  
国民健康保険税 第五期分

10月31日まで  
10月31日まで

# 交通安全街頭指導員



吉 氏



佐々木氏

交通安全街頭指導員、奉仕員として 佐々木氏、吉氏表彰例年行なわれている交通安全の街頭指導員、奉仕員表彰がこのたび、札幌道新ホールで行なわれました。

この表彰に本村字鹿部、佐々木健之助氏と吉太郎氏の二人が決まりました。

永い間、交通安全のため、指導してくれた佐々木さん、吉さんに對して心からお礼の拍手をおくって下さい。

# 交通事故

## 被害者のために

(その二)

◎ 示談の前に、ぜひ知っておきたいこと

損害賠償といえは、自動車損害賠償責任保険で支払われる金額が限度と思われているようですが、相手に対して請求できるのは、その事故によって生じた損害の全部です。から保険額に関係なく、その支払いを要求することができます。『それでは、どんなものについて請求できるか』

### \* 物 損 費

物に損害があったときは、その損害額

### \* 治 療 費

被害者の身体がすっかりよくなるまで、治療などに使った費用

### \* 葬 儀 費

被害者の葬儀の費用は、遺族が

(診察料、入院料、手術料、付添婦賃、通院費など) はすべて損害になります。

### \* 逸 失 利 益

- 1 被害者が治療のため、仕事を休み、その間収入がなければ、これも損害になります。
- 2 後遺障害を残したために労働力が低下し、将来収入が少なくなれば、これも損害になります。
- 3 死亡しなければ、あと何年か生きられ、その間相当額の収入があると考えられ、これも損害になります。

### \* 過 失 相 殺

事故の発生について、被害者にも過失があるときは、その度合いに応じて、損害の分担を行なう責任があるので、賠償金が減額されます。

### \* 慰 謝 料

受けた損害として請求できません被害者の精神的、肉体的完備を和げるために支払うもので、一定の基準はありませんが、年令けがの程度、社会的地位、過失の度合いなどによっても違います。死亡した場合の請求は、相続人である遺族が行います。

## 民生課だより

### 生活環境浄化

#### 運動を進めよう

暑い夏も過ぎて、これからはすがすがしい快適な季節です。わたくしたちが健康でさわやかな生活をしてゆくためには、家庭内外の清掃や整理整頓が必要ですが、ことしも十月一日から三十一日まで『郷土を美しくする運動秋の強調月間』がはじまります。

この運動は秋から冬にむかって清潔で健康な生活環境をつくることを重点目標として全道的に推進されることになっていきます。

この機会に屋外では平素の手のとどかない所まで清掃に重点を置いて清潔にしましょう。

とくにことは生活環境浄化運動をおすすめするため、道路、河川、海浜、空地、側溝、などの公共の場の長年にわたる汚れを中心全道的に実施することになっておりますので、村民の皆さんが率先して郷土の美化運動に協力されるようお願いいたします。

民生課

「たばこは村内で買いましょう」  
 村内で買うと村へたばこ消費税として専売公社より税金が直接納入されます

# 秋の全道火災予防運動 10月15日～10月31日迄

## 火のゆだん、家はもとより

## いのちまで

日頃火災予防については各家庭で気をつけられておりますが、幸い本村においてはごく少ない発生率ですが、本道における火災の発生は依然として増加の傾向にあり、本年も一月から七月末までですでに一五九件の出火と、六二人の死者及び二五二人の負傷者を出しております。

そろそろ寒さにむかい、火を使う時期となり、火災の多発期に入りましたが、火災の予防は、ひとりだけや消防機関だけにたよらず皆の生命財産を守る上からも、互いに気をつける心をもって、一致協力し、火災発生ゼロにするようこの運動に御協力下さい。

### 1 運動の実施期間

十月十五日から十月三十一日  
までの十七日間

### 2 運動の重点目標

#### (1) 人命安全の確保をしよう。

最近の火災の様相は、建築構造が複雑化し、各種の新しい建材の開発や、特殊可燃物が増加しており、これによる有毒ガス発生などによって死亡する人が年々増えております。このように火災の発生を未然に防ぐことを常に考え、一人一人が火災予防に対する認識を深めて下さい。

❖ 非常口の確保と、避難器具の設置をしよう。  
万が一の為を考えると、逃

げ遅れて死亡する人や、普段から避難口などを考えておかなければなりません。特に、老人や病人、幼児などの寝室は下階などでできるかぎり、戸口などに近いところに寝ましょう。

#### (2) 防火管理を徹底しましょう。

❖ 最近、富に石油ストーブや重油ストーブなどをとりつけているところが多くなりまして、これらはいづれも規程があり、村の火災予防条例にも規定されておりますが、安全な貯蔵、安全な使用法で、違反のないようにして下さい。(詳細については別項を参照して下さい)

#### ❖ 十勝沖地震や、前後の余震

によって、集合煙突の亀裂、破損が相当数あると思われまので、特に煙突の点検をして下さい。

#### ❖ プロパンガスの安全な取扱

プロパンガスも、各種ストープの取扱いと併せてこのたび「液化石油ガス法」が制定され、各家庭での設置基準が定められました(詳細は別項を参照して下さい)

この取扱いをよく理解し、違反のないようにしましょう  
(3) 就寝前の火の元を点検しよう  
寝る前にもう一度、火の元を点検し、完全に火を消して

から寝ましょう。  
(4) 寝たばは火災の原因です。

布団の中の寝たばは危険です。特に寝る前のたばこはやめましょう。

#### 一般家庭での石油類や

#### プロパンガスの取り扱い基準

最近、村内の各家庭で、暖房用や、乾燥場用として石油や重油を使う家庭が多くなり、又、プロパンガスの普及でこれらを使う家庭が増えておりますが、これらも取扱をまちがえると、とんでもない大悲劇を起しますから次の事項を守って下さい。

#### (1) 一般家庭での石油、重油の取扱

消防法や、村の火災予防条例の中に石油などの取り扱い所、貯蔵所などに関する油や特殊可燃物などの取扱いのいろいろな規定がされておりますが、これら販売所、取扱所、給油所で取扱う数量(指定数量という)が指定されております。

一般家庭で取り扱うことのできる数量とは石油類の中でも大きく分けると第一石油類(例えば、原油、ガソリン、タール軽油)、第二石油類(例えば、軽油、ディーゼル油、タール中油など)があり、第三石油類の中には(例えば、重油、潤滑油、タール油類など)があります。

一般家庭で取り扱うので一番多いのは第二石油類の軽油ですが、これを一般家庭で無届で使用できるのは一〇〇リットルまでです。したがって、ドラム缶を一本外に出して使用するのにはドラム缶は約二〇〇リットルです。リットルをこえるときは役場に届けなければなりません。

次に多いのが最近増えて来た重油(第三石油類)ですがこれは四〇〇リットル(ドラム缶二本)迄は一般家庭で取り扱うことはできますが、これ以上を置くときは村役場に届けなければなりません。

次に参考までにガソリン(第一石油類)ですが、これは一般家庭では二〇リットルまでより置くことができませんので御注意下さい。いくら数量が指定数量以下だからといって外にドラム缶を置くときは、一応、火災

予防上から必要な事項は守って下さい。(例えば、まわりをタンで囲むとか、部屋をつくるとか、まわりを不燃物で囲むなど)火が直接、近づくとのことないようにして下さい。  
(2) プロパンガスの取扱い基準  
昨年、「液化石油ガス保安規則」が制定されてからも、各地



❖ このプロパンによる爆発事故や、火災が発生しておりますので、一般家庭で取り扱う基準を示しますので、これを良く守って下さい。

❖ 屋内に設置できる充てん容器の量は、内容積二五リットル以下の容器にかざられております。容器は、戸口（窓）などの付近で換気の良い場所に設置し、換気のはかれない場所では引戸式の換気装置をつけなければなりません。

❖ 容器とストーブなどの火気との間を四メートル以上離し、またふく射熱をささざる隔壁を設けるなどの措置を講じ、容器を常に四〇度以下に保たなければなりません。

❖ 容器は地下（むろ）、床下および戸棚など密閉された場所に置いてはなりません。

❖ 配管は次の基準によります。  
イ 配管は使用場所に応じ、二重管などの保護措置を講じて下さい。

ロ 配管は、できるかぎり継目を少なくし、継目は見やすい場所にあつて石けん水などによって常に漏えい検査を販売所などでやってもらいましょう。

ハ 配管は、電線又は電線を内蔵する金属管から十五センチ以上はなすこと、また、電気

さし込みから三〇センチ以上電気冷蔵庫から一メートル以上はなして下さい。  
ニ 配管は煙突から三〇センチ以上はなすこと。

ホ 不使用のホースコックには必ずキャップをつけること  
ゴム管類は耐液化石油ガス性（液化石油ガスに耐えられるもの）のものであつて、その耐圧性能は、 $2.5 \times 10^6$  以上のものであること。

管末ホースコックと定置式燃焼器具とをゴム管類で接続するときは、長さ二メートル以内とすること。

❖ ゴム管類の使用期間は二年以内に取りかえること。

❖ 容器の取りかえは、かならず業者が行ない、その都度、容器弁、調整器の取付部、その他容器から閉止弁までの間に漏えいのないことを確認しましょう。

❖ 予備の容器は置かれませんが、容器は、雨や湿気による腐食を防止するため、全面にわたつて十分塗装されているものを設置して下さい。特に容器底部、スカート内面のさび止め塗装は、二年に一回行なうことになっていきますから、良く注意して見て下さい。

❖ 容器は排水の良い所に置くか、不燃性の台の上に置き、容器の底部が乾きやすくすること。

❖ 容器を箱内におさめるときは、下部に通気口を設けて通気が良くなる構造にして下さい。  
❖ 家庭において使用中の容器の転落、転倒による衝撃を防止するため

- (1) 容器は車両の接しよく又は振動などによって転倒するおそれのない場所に置くこと。
- (2) 容器を置く台は、コンクリート敷石のようなものを上面を水平にし、地盤面上に安定して設置するか、またはこれと同じく水平で安定性のあるようにする。
- (3) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは硬質管以外の管を硬質管又は調整器のホースエンドに十分さしこみ、その部分をホースバンドで締めつけ容易にぬけないようにすること。



秋は火災のシーズンです

- これから暖房器具の取り付け期に入ります
- 最近では火災による焼死者がふえています
- 事前に家族みんなで避難口や避難場所をよくしらべておきましょう



秋の全道火災予防運動（10月15～31日）

共同募金

10月1日～  
12月31日まで  
皆様のご協力を  
お願いします

家庭内で造れる果実酒

梅・みかんなど十三種類

お酒を造ったり売ったりするには、税務署長の免許がなければなりません。

ところが、免許がなくても造れるお酒があります。

まず、アルコール分二十度以上の原料酒類（主に市販の焼酎）にうめ、みかん（うんしゅう）、きしゅう、なつみかんだけ）すもも、かりん、いちご、にんにく、くこ、しそ、くわ、またたび、さるなしとち、ぐみの十三種類の品目を原料とした場合には自家用に供する場合に限り造ることが出来ます。しかし、もも、ぶどう、りんごなしなどを原料にして造ることはできませんし、たとえ上記の十三種類の原料で造っても他人に売ることには禁じられています。

ご家庭で果実酒を造られるときは、ぜひこのような点に注意していただきたいものです。

# 社会教育だより

## 一、青年学級の開設

魅力ある学習を目ざして  
灯火親しむの季節、自己の成長を  
を念願する青年たちの意欲により、  
鹿部集会所を会場として、  
青年学級を開設しております。  
1 開講日 毎週水曜午後六時半  
2 運 営 学級生の中から運営委員  
員を選び、協議してプログラム  
をつくっていただきます。

社会教育上の問題点を  
探り、その対策を考  
える。

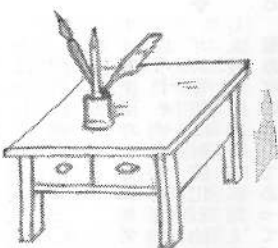
## 三、全国青年大会へ 当村より

5 講 師 群馬大学 永杉教授  
北海道代表選手を送る  
かねてお知らせ致しましたよ  
うに、本別の松本幸江さんは、過  
日、旭川の大会で、女子走高跳  
に、一米三七を跳んで優勝、今  
度、北海道の代表選手として、  
全国大会に出場することになり  
ました。

- 運営委員は次のとおり  
委員長 山本修一 (鹿部)  
委員 能代順一 (大岩)  
西村政利 (鹿部)  
秋田和子 (鹿部)  
佐藤勝弥 (宮浜)  
福地一郎 (宮浜)  
平野節子 (宮浜)  
野田重敏 (本別)

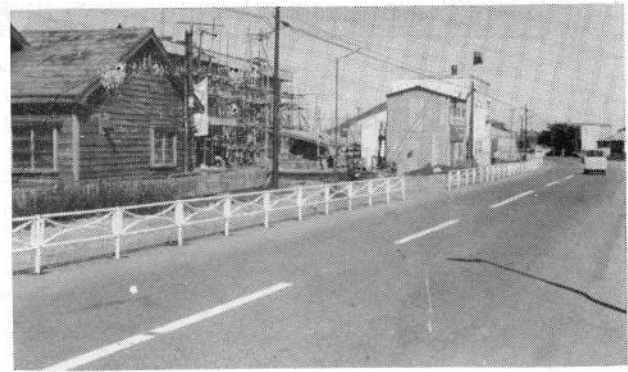
参加希望者は自由にお出で下さ  
い。尚希望する学習項目があり  
ましたら、委員に申込んで下さ  
い。

- 二、渡島社会教育委員研修会開催  
1 期 日 来る一〇月二二、二三  
の両日  
2 会 場 鹿部村吉乃湯旅館  
3 参 加 渡島管内各町村社会教  
育委員 その他関係者  
4 ねらい 漁村農村都市における



## 開発道々にガードレール設置

本村字宮浜(中学校~鹿部川迄)の間  
にガードレールが設けられました。  
正しい歩行をするため、このガードレ  
ールの中を歩きましょう。



## 郵便局だより

明日へのしあわせのため  
あなたの愛情を投資してください  
保障額引き上げ  
最上加入額 一五〇万円

### ■養老保険

満期、または途中万一の場合に  
保険金が受けとれるので、ご家  
族の保障や老後の年金が若く、  
期間が長いほど少しい掛金で大き  
な保障が得られます。

### ■終身保険

一生の間、保障がつき保険料は  
割安です。

### ■確定配当

ご加入三年後から、あらかじめ  
定められた配当を保険金といっ  
しよにまとめてお支払いしま  
す。

### ■所得控除

一年間に払いこんだ保険料は、  
一定の割で年間所得から控除さ  
れる。

### ■倍額支払

交通事故、風水害などの思わぬ  
事故や災害あるいは法定伝染病  
で万一のことがあったとき特別  
の保険料をいただかなくても保  
険金の二倍をお支払いします。

### ■廃疾支払

交通事故や病気などで手足を失  
ったり、両眼を失明したような  
とき保険金をくりあげてお支払  
いたします。

### ■前納割引

三ヶ月分前納、一ヶ月十分の一  
を割引く。  
六ヶ月分前納、一ヶ月二分の一  
を割引く。  
一年分前納、一ヶ月分を割引く

### ■団体利用

団体割引 月掛保険料の百分七  
団体貸付 月掛保険料の三〇倍

### ■郵便局の簡易保険で

ご家庭にク安全クを  
交通戦争にそなえて  
郵便局のクロバ一保険

### ■あなたの危険度は?

現在人はさまざまな危険のまっ  
ただなかに生きています。食うか  
食われるかのジャングルに住んで  
いるのです。年間六七万人も人  
にかみついたり、はては命を奪い  
去る交通事故は血に飢えたジャン  
グルの王者。毎日三七人の死者と  
一、七九五人のケガ人が出てお  
り、このままいけば一〇年後には  
一九人に一人の割で救急車のお世  
話になるとのこと。不死身のスー  
パーマンでない限り、危険度ゼロ  
の人間はこの世には存在しないと  
いえる。

いちばん危いのはだれか。それは  
死者の三四%を占める歩行者です  
年令別では七才から一二才まで  
の幼い子どもたちがいちばん輪  
のギセイになっていきます。

1 事故死には三倍の保障  
死亡保険金一五〇万円のクロバ一  
保険にお入りになれば  
2 事故なく、めでたく保険期間  
満期のとき七五万円。  
3 病気で死亡の場合一五〇  
万円。

3 事故死の場合二二五万円。  
をお支払いします。これでおわ  
かりのように郵便局のクロバ一  
保険は危険保障を厚くしてあり  
ますから、不幸を最少限に止め  
るための自衛手段です。  
この月掛保険料はあられました次  
のとおりです。

加入 年齢	15年で	20年で
18才	4,350 円	3,150 円
25	4,350	3,225
30	4,425	3,300
35	4,575	3,525
40	4,800	3,825
45	5,175	4,350
50	5,850	5,175